

淡路島産食材「こだわり宣言店」制度実施要領

（目的）

第1条 淡路島は、万葉の昔から、皇室・朝廷に御食料を貢いだ「御食国」の一つと言われており、現在でも兵庫県の農業生産額の4分の1、漁業生産額の3分の1を産出する、農漁業が盛んな地域である。

また、淡路島は日本最古の歴史書「古事記」の国生み神話の島として記載されるなど、歴史ロマンと豊かな自然景観に恵まれた観光の地でもある。

そこで、淡路島産の食材（農畜水産物）にこだわりを持って積極的に利用することを、店主等が自ら宣言する淡路島産食材「こだわり宣言店」として登録し、その活動を支援することにより、観光客等に淡路島産の食材を食べることができる店を知らせる。

また、これを通じ島民と協働して淡路島産食材の利用拡大に資する。

（定義）

第2条 この要領において「淡路島産食材」とは、淡路島内で生産された農畜水産物の生鮮食品をいう。

なお、生鮮食品とは、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日 農林水産省告示第514号）第2条によるものとする（別添資料1）。

（対象店舗）

第3条 淡路島産食材「こだわり宣言店」として登録の対象とする店舗は、淡路島内に所在する飲食店（ホテル、旅館、民宿等を含む）とする。

ただし、ホテル、旅館の館内で営業しており、単独の店舗名がつけられている飲食店は、店舗ごとに宣言を行うこととする。

（登録申請）

第4条 登録の申請は、次によるものとする。

- （1）登録を受けようとする店舗は、淡路島産食材「こだわり宣言店」登録申請書（以下、「登録申請書」という。）（様式第1号）及び「淡路島産食材こだわり」宣言書（以下、「宣言書」という。）（様式第2号）を食のブランド「淡路島」推進協議会長（以下、「協議会長」という。）に提出する。
- （2）登録申請書の募集期間等については、協議会長が別途定める。

（申請の要件）

第5条 前条の登録申請を行う店舗は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- （1）当該店舗で年間に使用する食材のおおむね5割以上が淡路島産であること。
なお、登録にあたっては淡路島産食材の使用割合をおおむね5割以上（2つ星）とおおむね8割以上（3つ星）の2ランクを設けて登録する。
- （2）淡路島産食材にこだわり、おいしさを引き出すよう情熱をもって料理していること。
- （3）淡路島産食材を使った料理であること、またはその日に店舗で使用している淡路島産食材

をメニュー表や店内表示により客に分かるように伝えること。

不作等で、淡路島産食材が利用できないときは、その旨を誠実に伝達すること。

(4) 景品表示法や米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（いわゆる「米トレーサビリティ法」）など関係法令を遵守していること。

(5) 上記（1）から（3）を宣言した宣言書（様式第2号）をホームページ等及び店舗内で公表することを承諾すること。

（現地調査）

第6条 協議会長は、登録申請のあった店舗の淡路島産食材の利用状況等について、必要な調査をすることができる。

（登録の決定）

第7条 協議会長は、審査の結果、登録を決定したときは、宣言書（様式第2号）に登録印を押印し、淡路島産食材「こだわり宣言店」登録通知書（様式第3号）及び負担金請求書とともに、申請者に送付する。

(2) 登録期間は、7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。

（負担金）

第8条 負担金の取り扱い等については、協議会長が別途定める。

（宣言店の責務）

第9条 登録した店舗（以下、「宣言店」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 淡路島産食材に関する情報を、消費者に対して積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること。

(2) 宣言店表示資材（別紙）を店外1カ所以上に表示すること。

なお、店内の掲示については任意とする。

(3) 第5条（5）の宣言書を店内に掲示すること。

2 宣言店と消費者との間に宣言に関わる問題が生じた場合は、当該宣言店がその責を負う。

（協議会の役割）

第10条 協議会は、以下の役割を担う。

(1) 宣言店表示資材の作成

(2) 宣言店の登録台帳（様式第4号）への掲載および管理

(3) 各種広報媒体等を活用した本制度及び宣言店のPR

(4) 本制度運用のための事務

(5) その他必要な支援の実施

（登録内容の変更）

第11条 宣言店は登録した以下の内容に変更が生じる場合は、変更までに登録内容変更届出書（様式第5号）を協議会長に提出する。

なお、下記（４）の変更の場合は、旧宣言者の宣言書（様式第２号）及び新宣言者の宣言書（様式第２号）を添えて提出する。

- （１）店舗名
- （２）店舗の所在地
- （３）店舗電話番号等
- （４）宣言者職・氏名

（宣言店の辞退）

第１２条 宣言店は登録を辞退する場合は、辞退の１か月前までに、登録辞退届出書（様式第６号）を協議会長に提出する。

（宣言店の取消）

第１３条 協議会長は、宣言店が本要領第５条の申請の要件を満たさなくなった場合、若しくは、第９条の宣言店の責務を果たしていないと判断した場合は、宣言店の登録を取り消し、登録台帳から削除することができる。

（活動調査）

第１４条 協議会長は、宣言店の活動状況を把握するため、活動調査を実施することができる。

（その他）

第１５条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

第１条 この要領は、平成２６年６月１７日から施行する。